

# **[理事会承認事項] 平成26年度事業計画**

## **平成 26 年 度 事 業 計 画**

(自 平成 26 年 4 月 1 日～至 平成 27 年 3 月 31 日)

### **I、事業活動の基本方針**

平成 24 年 4 月 1 日付けで公益社団法人新津法人会として再発足し、平成 26 年度は第 3 期目となります。本年度も、「法人会の基本方針」に則り、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制、税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税制行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とした事業を行うこととしている。

特に法人会活動の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ以下に掲げる諸事業に取り組むこととしました。

### **II、主な事業計画**

#### **1、税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業**

##### **(1)税に関する研修・セミナー事業**

一般の企業及び市民、会員に対する税知識の一層の普及啓発を図ることとし、研修教材を作成し配布を行う。

この事業の内容は、会員を含めた多くの方を対象に、税務に係る幅広い知識の普及や経営財政を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーを開催することである。

##### **(2)講演会事業**

会員企業及び市民に政治・経済学者・ジャーナリスト等の、視点を変えた税制に関する考え方を聞くことで、税知識の普及が身近に感じるようにすることである。

この事業の内容は、広く参加を募りテーマに即した講演会を開催することである。

##### **(3)租税教育事業**

新津税務署管内の小中学校を対象に、新津税務署並びに税理士会、自治体税務担当官、当会青年部員等が講師となり租税教育を行う。

この事業の内容は、税金の課税される仕組みや使われ方、税の大切さを身近な事例で説明する。

##### **(4)税の広報事業**

この事業は、改正税法や税務申告の情報に対する早期対応と周知及び「e-Tax」の普及に資するための PR 活動など利用促進を促すことである。

この事業の内容は、会のホームページ及び広報誌において、改正税法や税務申告の情報を掲載することと、公共施設や金融機関窓口配置して多

くの市民の方々へ、税務情報を周知する。また、税に関するクイズや日本の税制マンガで説明した冊子を配布することで、市民から税に関心を持ってもらう事業を実施する。

## **(5)税の調査研究(支援を含む)及び社会への提言事業**

財政の再建と社会保障給付の安定財源の確保について改正の道筋が求められている。また、人口減少と超高齢化社会等の経済社会の構造変化にも対処していく必要がある。このため、本年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして税制に対する意見集約を行って提言を行うことである。

この事業の内容は、法人各社へ税に対するアンケートを実施し、その意見・要望をもとめ、税制改正要望を取りまとめて国会、地方議会、関係官庁に向けて提言を実施している。

## **2、地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業**

### **(1)講演会・セミナーの開催事業**

この事業は、地域社会への政治経済の情報、健康情報、癒される機会の福祉的情報等の講演会や地域経済の発展に繋がる実務セミナーの開催で、地域社会の活性化や経済の改善に役立つことである。

この事業の内容は、法人及び一般の方々を対象に、行政関係者、医師、経営実務コンサルタント、芸術家等広範囲な分野の専門家を講師に迎え、講演会・セミナーを開催することである。

### **(2)地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業**

この事業は、一般市民の家庭で不要になった古タオル等を回収し、福祉・医療現場での再利用や、各地域において環境美化活動に取り組むことで、福祉問題や環境問題の改善に役立つことである。

この事業の内容は、地域社会貢献活動講演会等の開催時に集めたものを、社会福祉協議会や老人福祉施設や医療機関に寄贈し再利用していただいている。

## **3、会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業**

### **(1)組織の強化・充実**

公益性拡大の観点から全法人の過半数の加入を目指し、県連・単体会の組織基盤強化・維持を図るため全国100万社台の確保に向けて、組織目標の設定や諸施策を実施する。また、全国的な「会員増強月間」の9月～3月の7ヶ月間において、役員の率先した参画や指導のもと新規加入の推進を行うとともに退会防止策を講じる等、より効果的な対応策を展開する。

全法連、局連、県連の法人会事務局の基盤強化、職員の資質・技術向上を目的として事務局セミナーの参加に努める。

## **(2)広報活動の充実**

法人会の知名度向上・魅力ある活動内容の周知等や、会員増強等に資する広報活動を充実させるとともに、法人会内部のコミュニケーションギャップの解消に努める。

このため、会報の発行を行うほか、ホームページの充実、マスコミ等に対するパブリシティ向上に努める広報活動を展開する。

また、全法連の各種リサーチ、統計、市場調査等の実施する青年部会員を対象としてスタートしたアンケート調査システムの拡大、中長期的にガイドブック構築に参加する。

## **(3)青年・女性部会の充実**

①青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」及び「部会員増強運動」については、然るべき目標数値を設定の上、より積極的な展開を図る。また、青年部会員を対象としてアンケート調査システムの普及・活用に努める。

②「女性部会のあり方（指針）」に沿って、部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。また、税の啓発活動として小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」の事業に着手するとともに社会貢献活動を積極的に進める。

## **(4)法人会員の福利厚生の上昇に資することを目的とする事業**

法人会の福利厚生制度を取り巻く環境がますます厳しさを増している状況のもと、引き続き取り扱い三社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化を図るため、会員企業に対する加入率向上に努める。

## **4、本会の組織を充実し、全国法人会総連合・新潟県法人会連合会及び友誼団体との連携強化を図る事業**

会員支援のために、異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、会員等に限定した研修会・講習会などの事業を行う。

また、会員企業の経理業務に永年の功労があった者に対し、優良経理担当職員表彰式を行い、表彰することにより一層の納税協力活動の推進者を育成するとともに、広く社会に納税の重要性を広報する。

## **5、本会の活動に関係する諸官公庁との連携を図る事業**

## **6、その他、本会の目的達成に必要な事業**